

## 執筆者紹介（掲載順）

岩見 昭三 本学名誉教授

伊達 桃子 奈良女子大学特任教授

武谷 嘉之 大阪樟蔭女子大学非常勤講師

上出 健二 本学元経済学部教授

渡辺 邦博 関西学院大学大学院経済学研究科非常勤講師

# 奈良学園大学社会科学学会会則

(名 称)

第一条 本会は奈良学園大学社会科学学会と称する。

(事務所)

第二条 本会は奈良学園大学に事務所を置く。

(目 的)

第三条 本会は社会科学及び関連諸科学に関わる学術研究・教育を助成・促進し、学界ならびに社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第四条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 機関誌の刊行及び会員への配布
- 二 研究叢書の刊行
- 三 研究会及び学術講演会の開催
- 四 その他評議会において適当と認めた事業

(機関誌の電子データベース化)

第五条 本会の刊行する機関誌の名称を『社会科学雑誌』とする。

2 本会は、『社会科学雑誌』に掲載された論文等の著作物を、著作物の著作者に代わって、非営利目的で電子的に複製しデータベース化しインターネットで公開することがある。

尚、本会は、掲載された著作物に対して、著作者から特段の申出がない限り、そのデータベース化及びインターネット公開について著作者の承諾が得られているものとして対応する。

(会 員)

第六条 本会の会員は次の者とする。

- 一 正 会 員 本学ビジネス学部の平成二十八年度専任教員で、かつ入会継続を希望する者
- 二 学生会員 本学ビジネス学部の学生
- 三 特別会員 次のいずれかに該当し、かつ入会を希望する者
  - (イ) 本学の専任教員
  - (ロ) 本学の専任教員であった者
  - (ハ) 本学ビジネス学部の非常勤講師
  - (ニ) 本学ビジネス学部の卒業生
  - (ホ) その他評議会において適当と認めた者
- 四 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人又は個人で、評議会において認めた者

(役員)

第七条 本会に正会員のなかから次の役員を置く。

- 一 会長 本学ビジネス学部長、もしくは左記に準ずる者
- 二 評議員 本会則第六条第一号に定める正会員
- 三 運営委員 評議員の互選による者若干名
- 四 会計監査委員 評議員の互選による者若干名

2 前項第三号及び第四号の各委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(評議会)

第八条 本会に評議会を置く。

- 2 評議会は、本会則第七条第二号に定める評議員をもって構成し、予算、決算、事業計画、その他本会の活動に必要な重要事項について審議し決定する。
- 3 評議会の決定には、評議会出席者の過半数の同意を必要とする。

(運営委員会)

第九条 本会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、本会則第七条第三号に定める運営委員をもって構成し、評議会の議決事項に基づき本会の会務を担当する。
- 3 運営委員会に互選により次の委員を置く。
  - 一 運営委員長
  - 二 総務委員
  - 三 編集委員
  - 四 会計委員
  - 五 その他運営委員会において必要と認めた委員
- 4 運営委員会は運営委員長が適宜これを招集する。

(会費)

第十条 会員は会費を納めなければならない。会員が納める会費は次の通りとする。

- 一 正会員 年額五千元
- 二 学生会員 年額三千五百円
- 三 特別会員 年額五千元
- 四 賛助会員 一口年額二万円

(会計年度)

第十一条 本会の会計年度は四月一日から翌年三月三十日までとする。

(会則の改正および財産処分)

第十二条 会則の改正及び財産の処分は評議会の議決による。

附則 本会則は平成十九年九月二十八日から施行する。

附則 本会則は、平成二十六年二月七日に改訂し、平成二十六年四月一日から施行する。

(社会科学学会の解散)

第十三条 本会の解散は評議会の議決による。

附則 本会則は平成十九年九月二十八日から施行する。

附則 本会則は、平成二十六年二月七日に改訂し、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 本会則は、平成二十九年三月十日に改訂し、平成二十九年四月一日から施行する。

尚、平成二十九年度以降の評議会等の機関運営に関しては、別途定める「申し合わせ事項」に従うものとする。

(平成 26 年 4 月から奈良産業大学を奈良学園大学に名称変更)